



弁護団だより

みんなして

No.31 発行 2014年8月

「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団
TEL：03-3379-6770

【最近の動き】

東電・国・各地の動向	弁護団・原告団の取り組み
7月24日 米科学アカデミー、原因と対策に関する報告書を公表	<集団訴訟説明会> 6月 二本松市 (21、28日)、江東区 (24日)、郡山市 (27日)、白河市 (27日)、福島市 (28日)、桑折町 (29日)、須賀川市 (30日)
7月30日 東京第5検察審査会、東電役員について、起訴相当の議決	7月 郡山市 (1、3、9日)、仙台市 (5、27日)、相馬市 (6日)、南相馬市 (20日)、福島市 (24日)、二本松市 (24日)、本宮市 (28日)、
8月01日 環境省、除染基準を空間線量から個人被ばく線量基準に転換する意向	8月 二本松市 (2日)、今帰仁 (2日)、那覇市 (3日)、会津若松市 (6日)、南相馬市 (10日)
	<その他> 7月26日 日本環境会議原賠研 (東京) 8月01日 弁護団1日合宿 (東京)

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟 第7回期日のご報告 ～ “資料が見当たらない” から “資料が確認された” へ ～

1. 急転直下の展開

「国、試算資料を提出 『存在せず』から一転」、「津波試算『資料あった』 国一転、存在認める」、「津波試算関連資料『現存』 国側、前回の回答訂正」——7月16日付の各紙は、こうした見出しとともに一斉に報じました。

7月15日、第7回期日が、福島地方裁判所において開かれました。前日の午後7時すぎ、国から「訂正書」と「上申書」と題された書面が、私の事務所にファックスされてきました。この「訂正書」と「上申書」が、冒頭の見出しにつながることになりました。

この日の期日では、国と東電、そして原告がそれぞれ書面を提出し、宮城県在住の小室さとみさんが意見陳述しました。

国の書面は、規制権限の不行使を判断するに際して行政の裁量を否定する原告の主張は誤りであり、O. P. +10メートルの津波到来につき国に予見可能性は認められず、経済産業大臣には基準適合命令を出す権限が事故当時にはなかったとするもの（準備書面6）、原告の主張する平穏生活権が保護されるべき利益にあたるとしても、指針で定められた以上の慰謝料が認められるためには特段の立証が求められると主張するものです（準備書面7）。

また、問題の「訂正書」は、原告側が予見できたとする根拠として、1997年に農水省などが作成した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」（「四省庁報告書」）が2倍の津波高さで試算するようとしていることから、これに基づき2倍で試算するよう東電に指示したことがあるか否かを明確にするよう求めたのに対して、「当時の資料が現存しないため、事実の有無を確認することができない」としていたものを訂正し、求めたことについて「国も認める」と認否を改めたもので、「上申書」は、原子力規制庁原子



力規制部安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）付事務官において、7月8日、「電力会社らから提出されたと認められる資料を確認した」として、当該文書を添付して開示するとしたものです。

東電の書面は、原賠法は特別法なので民法の適用を排除すると述べたうえで、中間指針などの内容が合理的で相当であることから慰謝料の額を算定するにあたっては過失を考慮する必要はなく、「現在進行形の本件訴訟と同種の他の訴訟事件においても、複数の裁判所より被告東京電力の過失は問題とならない旨の見解が示されている」と主張したものです（準備書面9）。

原告の書面は、国・東電が唯一の津波評価手法であるとする土木学会の策定した「津波評価技術」の問題点を指摘し、「長期評価」など否定できない危険性を示唆する情報・知見に真摯に耳を傾けていれば予見できたとするもの（準備書面21）、予見可能性の対象について主張を補充し、予見可能性を基礎づける知見の程度に関する国の主張に反論するもの（準備書面22）、シビアアクシデント対策として津波対策を怠った国の責任を指摘するもの（準備書面23）、国や東電の中間指針が合理的で相当だとする主張を批判し、原告らが請求する慰謝料の性格について主張したものです（準備書面被害総論4）。その他、被害立証にかかる検証申出書や検証予定書なども提出しました。

2. 「上申書」の内容

「上申書」に添付されていた書面には、過失の存否について重要な内容が含まれています。添付書面は、四省庁報告書への「対応について」と題されたもので、1997年7月25日に「津波対応WG」が作成したことを示す記載があります。

四省庁報告書は、1997年3月、過去に生じた津波にとらわれず「将来生じうる地震・津波を想定すべき」とし、従来の想定の高さの2倍の津波高さで対策を考えるよう指摘していました。これを受け国は、電気事業連合会（電事連）に試算結果をまとめるよう指示していました。

添付書面には、従来の2倍の津波高さになった場合の全国の原発への影響結果を試算した一覧表も含まれ、福島第一原発での津波は敷地高9.5メートルとなっています。添付書面は、「四省庁資料から読み取った津波高さは……福島第一、福島第二、東海第二、浜岡とともに、余裕のない状況」と明記しています。福島第一原発については、「非常用海水ポンプのモータが水没する」ともされています。一方、このように敷地高を超える津波の危険性を認識していながら、敷地高を超える津波による建屋への浸水の危険については考慮された様子はなく、対応策についても、「建屋躯体の変更」を例として挙げながら、続けて「ただし、現状建屋の躯体変更は難しい」として対策を取ることはできないとし、これに代わる代替策の検討を行った形跡もありません。

また、「検討結果の公表にあたっての四省庁に対する要望事項」として、「最大規模の津波の数値を公表した場合、社会的に大きな混乱が生ずると考えられることから、具体的な数値の公表は避けたい」、「検討結果の公表に際しては、事前に公表内容の調整をさせていただきたい」など、数値の公表を避けるよう働きかけていたことを窺わせるものとなっており、「津波防災計画策定指針（案）」の文言についても、何力所にもわたって、『常に安全側の発想から』の記載があると、事象の発生確率、対応するためのコストとは無関係に安全側の設定がなされる恐れがあり」として、文言の削除や「対策として設定するものとする」とされているものを「設定することが望ましい」に修正するよう求めていました。

この添付書面は、前記の内容からもわかるように、1997年段階で、国も東電も福島第一原発の敷地高を超える津波の危険性を認識していたことを窺わせるものであり、あわせて対策をとることを極力避けようとする事業者側の姿勢を示すものと評価することができます。

原告側は、期日において、作成者を明確にすることや、「上申書」への添付といった方法でなく作成者が自ら証拠として提出することなどを求めました。

3. 世界観の対決

東電は、今回の書面において、「複数の裁判所より被告東京電力の過失は問題とならない旨の見解が示されている」とし、あたかも福島地裁の



審理が全国のなかで異様なものであるかのように主張し、なおも過失の審理は不要だとの態度に固執しました。原告側は、裁判所に不当な影響力を与えるものだとして撤回を求めました。裁判所も直ちに、「過失は重要な争点として審理を進めていることを改めて確認する」と発言し、東電の主張を一蹴しました。

第7回期日を経て、過失をめぐる争点についての主張はほぼ出揃った形になりました。住民の生命・健康といった利益と企業の経済活動といった利益の対立がいよいよ鮮明になってきたといえます。

原子力規制委員会委員長が、新規制基準への適合をもって、「安全だということは私は申し上げません」と適切にも述べているなか、国は、「世界で最も厳しい」という新たな“安全神話”を作り上げ、再稼働を推進しています。

私たちの裁判は、「人の生命や健康よりも企業の経済活動を優先させる社会のありかたを変えよう！」という問題提起でもあります。大飯原発差止判決などの流れをより大きなものにするよう、引き続き頑張りましょう！！

次回期日は、9月16日です。ぜひご参加ください。

(弁護士・馬奈木巖太郎)

第7回期日に参加して ~仲間がいるから、聞いてあげられる~

宮城県仙南民商 小室 さとみ

昨年9月の、第2回期日に初参加してから、今回の第7期日は3回目の参加でした。私は福島県と隣接する宮城県の南端白石市に住んでいます。福島原発から約75 kmの所です。事故から3年5ヶ月たった今も、放射線量は0.2 μ シーベルト前後あります。しかし、私の周りでは放射能の被害について、話されることが本当に少なくなりました。しかし、不安を持っている方は少なくないはず。考えたくなくても実際に事故以前に比べ数10倍高い放射能線にさらされている事は事実です。自分自身も事故前と変わらない生活をしていてこれでいいのだろうか？と思います。しかしあれこれ神経を使って生活することもつらいことなのです。意見陳述するにあたって、この3年間を思い起こしてみると、原発事故の損害賠償請求で、宮城県というだけで却下される悔しさ、未来永劫続く放射能汚染に人も自然も苦しめられて生きていかなければならない怒り、日本だけでなく世界中へ汚染を広げる可能性があるにもかかわらず、政府や電力会社が大企業の利益優先で原発を再稼働させようとしていることへの怒り、そして家族を失った悲しさ、空しさがふつふつとこみ上げてきました。

生業を地域を取り戻す闘いは、ながいながいものになります。なかまがいるから方向を見失わずがんばれます。きちんと目の前にあるものから目をそらさず、痛みをおそれず、みなさんと一緒にがんばっていきたいと思います。



第67期7月集会「原発訴訟」分科会のご報告と御礼

第67期7月集会が7月20日・21日に、京都にて開催されました。

7月集会とは、司法修習生が主体となって開催する、社会問題について学び、考え、共有しようというシンポジウムです。

今年は、その中の分科会の一つとして、「原発訴訟」を取り上げました。

私たち実行委員は、昨年11月頃から、生業訴訟の弁護団会議、説明会、記者レク、報告集会などに参加させていただいたり、フィールドワークに同行させていただいたりして、準備をしてきました。

分科会本番では、「福島原発事故から3年が経った今、多様な被害の実態を見て、訴訟について学び、私達に何ができるか考えましょう！」という目的で発表しました。具体的には、原告の方のインタビュー動画を交えたフィールドワーク報告により「避難区域内の被害」について発表し、生業訴訟原告団沖縄支部の久保田さんに「避難区域外からの避難の被害」についてお話していただき、生業訴訟弁護団事務局長



の馬奈木先生に「原発訴訟の意義や弁護士の活動等」についてお話していただきました。

この分科会には約80名の修習生などが参加し、以下のような感想が寄せられました。

○当事者のお話を聞いて、原発の問題は、社会的な大きな視点とともに、被災者の一人一人にはそれぞれの物語があることを感じ、それに寄り添うという視点があるのだと感じました。勉強になりました。

○映像で見て被害をより感じることができ、とても良かった。原告の方の話がとてもリアルだった。本音の話を直接聞けるのはとても良い経験と感じた。

○原発の被害者の久保田さんの心からの語りに心を打たれ、馬奈木先生の訴訟をこえた問題のとらえ方、戦略的な訴訟運営に驚いた。まさに、世の中を変えるにはこのような情熱と冷静な頭脳が必要だと思った。

○裁判官としての職責を果たしていく上で、今日伺った被害者、弁護団の方の声を、終生忘れないように決意した。

○久保田さんの悲痛な訴えが心に響きました。原発事故の問題についてリアリティを持ってイメージすることができました。このイメージをイメージにとどめず、何か動いていきたいです。

○初めて現状を知れてよかった。もう回復しつつあると勝手に思っていた自分が恥ずかしいと思った。当事者の方の気持ちが知れて良かった。



——以上のように、大変ご好評をいただきました。これは、準備にご協力してくださった生業訴訟原告団・弁護団の皆様ののおかげであります。本当にありがとうございました。

私たち実行委員も、この7月集会を通じて学んだことを活かし、当事者の声に寄り添う法律家になれるように、頑張っています。

今後もお世話になることがあるかもしれません。よろしく願いいたします。(第67期司法修習生)



第4次提訴にあたり 原告団長・中島孝

福島地裁での審理が順調に進んでまいりました。

津波試算資料提出の求めに対し、東電も国も「見当たらない」などとシラを切ろうとしましたが、厳しい追及により、最後に「有りました」などとしてくる始末。自分たちに不都合な証拠は何としても隠したいのですが、そうは問屋が卸さず両被告は追いつめられています。

裁判は来年後半に結審する見通しで、11月からは様々な被害の実態を確定する段階を迎えます。従って、この辺で締切り、判決に備えねばなりません。つきましては、裁判所の要請もあり **9月10日**に予定されている第4次をもって提訴を締切ります。

原発被害を無くすため、勇躍、裁判に参加された方々が現在3000名以上となり、誠に誇らしく思うものですが、誇りと希望あるこの裁判では、無数の、栄えある仲間とともに勝利の瞬間を迎えたいものと思えます。最後の提訴にあたり、さらに多くの方々の参加を心から呼びかけるものです。



9月10日(水) 第4次提訴!

タイムスケジュール

11時00分	あぶくま事務所前	集合
11時30分	事務所前	集会
11時45分	裁判所	行進
11時55分	訴状	提出
12時30分	記者会見	(市民会館2階)
13時00分	報告	集会
14時00分	アンケート	記入会

★報告集会後、原告のみなさんの被害実態についてアンケートを書いていただきます。

このアンケートは、裁判所に提出するもので、重要な証拠です。

提訴行動に参加のうえ、アンケートの記入会にもふるってご参加ください!!

※題字「みんなして」は、原告小室さとみさんの筆によるものです。